

改正

令和 5 年 8 月 21 日要綱第 51 号

蕨市社会資本総合整備計画評価実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号国土交通事務次官通知。以下「国要綱」という。）に基づく社会資本総合整備計画について、中間評価又は事後評価を実施し、計画の効率性及びその実施過程の透明性をより一層高めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会資本総合整備計画 国要綱第 8 の規定により作成する社会資本の整備その他の取組に関する計画をいう。
- (2) 中間評価 国要綱第 10 第 1 項の規定により交付期間の中間年度に行う社会資本総合整備計画の評価（社会資本総合整備計画において中間目標値を定めている場合に限る。）をいう。
- (3) 事後評価 国要綱第 10 第 1 項の規定により交付期間の終了時に行う社会資本総合整備計画の評価をいう。
- (4) 評価 中間評価又は事後評価をいう。
- (5) 要素事業 国要綱第 3 第 3 号に規定する要素事業をいう。

(評価の内容)

第 3 条 評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 要素事業の進捗状況（効果促進事業にあつては、具体的な事業の内容を含む。）
- (2) 要素事業の効果の発現状況
- (3) 中間評価にあつては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあつては評価指標の最終目標値の実現状況
- (4) 今後の方針
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(社会資本総合整備計画評価検討会議)

第 4 条 事業課から提出される評価案の検討を行うため、社会資本総合整備計画評価検討会議（以

下「検討会議」という。)を置く。

2 検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業課の事務)

第5条 検討会議に諮った案件に関して、蕨市公共事業評価監視委員会の開催を申し出ようとする事業課は、都市整備部まちづくり課にその旨の申出を行うものとする。

2 事業課は、検討会議に諮った案件に関して、蕨市公共事業評価監視委員会の答申を受けて、その結果を速やかに検討会議へ報告するものとする。

(評価結果の公表)

第6条 市長は、評価の結果を遅滞なく公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月21日要綱第51号)

この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条から第8条まで、第9条(「安全安心推進課長」を「安全安心課長」に改める部分に限る。)、第11条から第18条まで、第28条(「政策企画室長」を「政策課長」に、「安全安心推進課長」を「安全安心課長」に改める部分に限る。)、第44条(「政策企画室長」を「政策課長」に、「まちづくり推進室長」を「まちづくり課長」に改める部分に限る。)及び第45条から第49条までの規定 令和5年10月2日

(2) (略)